



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：社会保険労務士事務所フェニックス
〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-10 クロスタビル5F

TEL 082-846-6481 FAX 846-6482 mail:sr-shinozaki@wi.kualnet.jp

12
2019



パワハラ防止措置の義務化

大企業では令和2年6月1日から施行の見込み

労働政策審議会の雇用環境・均等分科会において、「パワハラ防止対策の法制化（パワハラ防止措置の義務化など）」が盛り込まれた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年6月5日公布）」の施行期日を定める政令の案が示されました。同分科会で示された指針の素案と合わせて、ポイントを紹介します。

パワハラ防止措置の義務化 施行期日と指針の案をチェック

【確認】 職場におけるパワー・ハラスメントの防止のために、**雇用管理上必要な措置を講じること**が事業主の義務となります（パワハラ防止措置の義務化）。これに合わせて、「職場におけるパワー・ハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針（パワハラ防止措置等の指針）」が策定されることになっています。



＜パワハラ防止措置の義務化の施行期日（案）は？＞

- 公布後1年以内の政令で定める日 ……………その政令で定める日は「**令和2年6月1日**」
- ただし中小企業では、公布後3年以内の政令で定める日までの間は努力義務
……………その政令で定める日は「**令和4年3月31日**」

＜パワハラ防止措置等の指針の素案のポイントは？＞

- パワハラに該当する例・該当しない例が、「身体的な攻撃」、「精神的な攻撃」、「人間関係からの切り離し」、「過大な要求」、「過少な要求」、「個の侵害」という典型的な6類型に分けて示されています。
- 例) 精神的な攻撃について
 - (該当すると考えられる例)
 - 業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す行うこと。
 - 他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返す行うこと。
 - (該当しないと考えられる例)
 - 遅刻や服装の乱れなど社会的ルールやマナーを欠いた言動・行動が見られ、再三注意してもそれが改善されない労働者に対して強く注意をすること。
 - その企業の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して、強く注意をすること。
- 企業に防止対策を義務づける労働者には、正社員のほか、パートタイム労働者や契約社員などの非正規雇用労働者も含むことなどが明確にされています。
- 事業主が雇用管理上講ずべき措置の内容は、いわゆるセクハラ指針と同様です。
 - (①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、②相談(苦情を含む。))に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③事後の迅速かつ適切な対応、④その他、プライバシーを保護するために必要な措置など)



★ 指針については詳細を詰めているところですが、施行期日はほぼ確定といえる段階です。

準備に向けて、質問などがございましたら、気軽にお声掛けください。

トビックス 住民票・マイナンバーカード等への旧姓の併記 施行されています

住民票、マイナンバーカード等へ旧姓（旧氏）を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が、令和元年（2019年）11月5日から施行となりました。その概要を確認しておきましょう。

住民票、マイナンバーカード等への旧姓（旧氏）の併記のポイント

●この改正により、婚姻等で姓（氏：うじ）に変更があった場合でも、従来称してきた姓（氏）をマイナンバーカード等に併記し、各種証明に利用することができるようになります。

たとえば、就職・転職時などの仕事の場面でも、旧姓（旧氏）で本人確認をすることが可能になるということです。企業実務を行う上でも、知っておきたい改正といえます。

以下に、総務省が周知用に作成したリーフレットの一部を紹介しておきます。



旧姓（旧氏）併記はこんなときに役立つ！

こんなときに！

各種の契約や銀行口座の名義に
旧姓が使われる場で、その証明に使えます。



こんなときに！

就職・転職時など、仕事の場面でも
旧姓で本人確認ができます！



★ 今後、各種行政手続における具体的な注意点などが
通知されることがありましたら、必要な情報はお伝えいたします。



お仕事
カレンダー
12月



12/10

● 11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

12/31

● 11月分健康保険料・厚生年金保険料の納付（2020年1月6日）
● 10月決算法人の確定申告と納税・翌年4月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
● 翌年1月・翌年4月・翌年7月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

◆あとかぎ◆

師走に入り、なにかと気ぜわしい毎日ですね。街のイルミネーションの灯りに
ほっと癒されています。

令和の最初の1年は、皆様方にとっていかがだったでしょうか。

新しい元号の最初の締めくくりを しっかりと取りまとめていきたいものです。

忘年会の季節でもあります。胃の調子もくれぐれも大切に…

